

献呈の辞

庄菊博教授，田口文夫教授，出口正義教授，宮城啓子教授は，本年3月末日をもって専修大学を定年退職されます。専修大学法学会は，これら4人の先生方の専修大学ご在職中の教育・研究に対するご尽力に感謝し，ここに『専修法学論集第135号』を庄菊博・田口文夫・出口正義・宮城啓子4教授のご退職記念号として編集し，献呈いたします。

庄菊博先生は，1948年に埼玉県入間郡（現入間市）富岡町でお生まれになり，1967年に埼玉県立富岡高等学校をご卒業後，専修大学法学部法律学科に入学されました。1971年に同大学をご卒業されると同時に専修大学大学院法学研究科の修士課程に進学され，さらには博士課程へと進まれたのち，1975年には専修大学法学部助手に就任，1978年専任講師，1982年助教授，1989年教授に昇格されました。助手から通算すると実に44年にわたり在職されたことになり，この間，法学部，大学院法学研究科，法科大学院などで，物権法を始めとする民法関連科目を担当され，本学の教育にご尽力されました。

また，主なものだけでも就職指導委員会委員（3年），二部学生部委員（4年），二部学生部次長（2年），二部教務委員会委員（4年），入学試験委員会委員（4年），今村法律研究室長（2年），大学院法学研究科長（4年）など，多くの役職・委員を歴任されたほか，育友会主任教授を15年にもわたり務められるなど，学内行政で

も多大の貢献を果たされました。

庄先生のご専門は、民法の中でもとりわけ抵当証券に関するもので、主著である『抵当証券制度の課題』（勁草書房、1989年）を始めとして、抵当証券に関する多数の学術論文を著されています。1984-85年、1992-93年の二度にわたるドイツ・ミュンスター大学での在外研究では、ドイツ民法の証券抵当のご研究に従事され、その成果はドイツ法との比較法的視点で日本の抵当証券制度を論じた数本のドイツ語論文にいかんなく発揮されています。庄先生のご研究が学界からも高く評価されていることは、所属されている日本私法学会、比較法学会といった、法律系の伝統ある学会で理事を歴任されていることからもうかがい知れるところです。

こうした庄先生の本学での長年にわたる教育・研究面での多大のご貢献にお応えすべく、庄先生には本学名誉教授の称号が授与されました。

田口文夫先生は、1949年に宮城県登米郡（現登米市）米山町でお生まれになり、1967年に宮城県立佐沼高等学校をご卒業後、特別奨学生として専修大学法学部法律学科に入学されました。1971年に同大学をご卒業されると同時に、同じく特別奨学生として専修大学大学院法学研究科修士課程に進学され、さらには博士課程へと進まれたのち、1977年に専修大学法学部助手に就任され、1981年専任講師、1985年助教授、2007年教授に昇格されています。この間、42年の長きにわたり法学部、大学院法学研究科などで、債権法を始めとする民法関連科目や法学の講義を担当され、本学の教育にご尽力されました。

また、主なものだけでも学生相談室員（5年）、学生部次長（2年）、

就職指導委員会委員（6年）、体育部委員会委員（2年）、二部教務委員会委員（2年）、入学試験委員会委員（2年）、法学研究所所長（2年）など、多くの役職・委員を歴任され、学内行政の面でも多大の貢献を果たされました。

田口先生のご専門は、民法の中でも財産法で、共同不法行為責任、不法行為に基づく損害賠償請求権と時効、公害・環境汚染に対する民事差止訴訟など、不法行為法に関わる様々な問題について多数の論文、判例研究を著されています。1986-87年にはドイツのゲッチンゲン大学で在外研究に従事され、その成果は、「親の監督義務と責任をめぐる西ドイツ不法行為法の現状」『専修法学論集』49号（1989年）などの論文にいかんなく発揮されています。田口先生のご研究が学界からも高く評価されていることは、その所属されている日本私法学会で理事を務められたことからもうかがい知れるところです。

こうした田口先生の本学での長年にわたる教育・研究面での多大のご貢献にお応えすべく、田口先生には本学名誉教授の称号が授与されました。

出口正義先生は、1948年に千葉県館山市でお生まれになり、1967年に千葉県立安房高等学校をご卒業後、上智大学法学部に入学されました。1971年に同大学をご卒業されると同時に、上智大学大学院法学研究科修士課程に進学され、さらには博士課程へと進まれたのち、1976年に旭川大学経済学部の専任講師にご就任になり、1981年小樽商科大学短期大学部助教授、1985年筑波大学社会科学系助教授、1992年同教授、1997年文部省長期在外研究員（米国カリフォルニア大学ヘイスティングス法科大学院）、2003年筑波大学人文社会科学研究科教授を歴任されたのち、2011年専修大学法学部に教授として

着任されました。

以来、8年間にわたって、法学部、大学院法学研究科、法科大学院などで、会社法や保険法を始めとする商法関連科目の講義を担当されるとともに、出版企画委員会委員（2年）などの委員を務められ、本学の教育および学内行政に多大の貢献を果たされました。

出口先生のご専門は、会社法、保険法で、主著である『株主権法理の展開』（文眞堂、1991年）を始め、会社法と保険法に関する幅広い分野で数多くのご著書・論文・判例研究を著されています。また、所属されている日本保険学会では、理事長を務められていることから、出口先生のご業績が学界から高く評価されていることがうかがえます。

宮城啓子先生は、1948年に静岡県静岡市にお生まれになり、1967年東京都立西高等学校をご卒業後、一橋大学法学部法律学科に入学されました。1971年に同大学をご卒業されると同時に、一橋大学大学院法学研究科修士課程に進学され、さらには博士課程に進まれたのち、1978年にはフルブライト奨学生として米国カリフォルニア大学バークレー校のロー・スクールに留学されています。ご帰国後の1980年に成城大学法学部の助手に就任され、1981年専任講師、1985年助教授、1992年教授に昇格されました。2004年からの筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授を経て、2012年に専修大学法学部に教授として着任されました。以来、7年間にわたって、法学部、大学院法学研究科などで、刑事訴訟法を始めとする刑事法関連科目などを担当されるとともに、KS パートナシップ・プログラム運営委員会委員（2年）などの委員を務められ、本学の教育および学内行政に多大の貢献を果たされました。

宮城先生のご専門は、刑事訴訟法で、1999年に一橋大学から法学博士号を取得された『裁量上告と最高裁判所の役割—サーシオレイライとヘビアス・コーパス—』（千倉書房、1998年）を始めとして、英米法を比較法とした多数の論文・判例研究を發表されており、そのご研究は、日本における英米法の刑事上訴研究の第一人者として高く評価されています。また、2000-04年に司法試験考査委員（刑事訴訟法）を務められていることも、宮城先生のご業績が高く評価されていることの証左といえるでしょう。

こうしたかけがえのない4人の先生方を一度にお送りしなくてはならないことは、専修大学法学部として、大変な損失ではあります。が、残されたスタッフ一同、これまで先生方が果たされてきた本学への多大なご貢献を引継ぎ、本学法学部の一層の発展に力を尽くすこととお誓いいたします。

先生方におかれましては、今後とも本学の様々な活動に引き続きご支援いただきますようお願い申し上げますとともに、先生方のこれからのご健康と一層のご活躍を祈念して、私からの献呈の辞に代えさせていただきますことに致します。

2019年2月吉日

専修大学法学部長 森川幸一